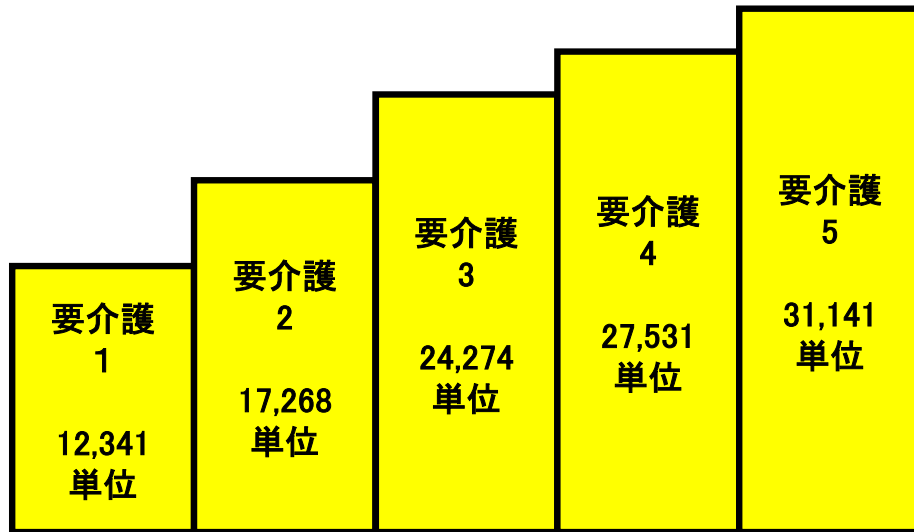


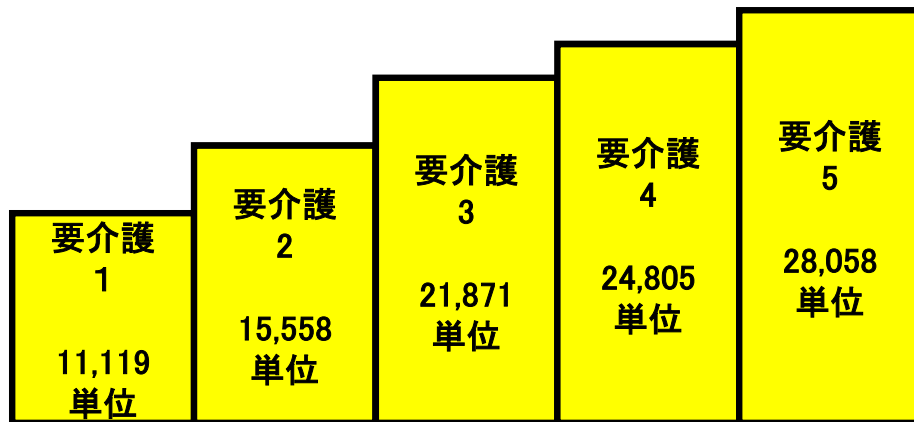
看護小規模多機能型居宅介護の報酬イメージ（1月あたり）

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

(1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合



(2) 同一建物居住者に対して行う場合



は平成27年4月の報酬改定で見直しのある項目

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

登録日から30日以内のサービス提供【初期加算】(30単位/日)

特別な管理の評価【特別管理加算】(250単位、500単位/月)

24時間の訪問看護対応体制を評価【緊急時訪問看護加算】(540単位/月)

認知症の者に対するサービス提供【認知症加算】(800単位、500単位/月)

医療ニーズに重点的に対応する体制を評価【訪問看護体制強化加算】(2,500単位/月)

総合マネジメント体制強化加算(1,000単位/月)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)

事業開始後の経営安定化の支援【事業開始時支援加算】(500単位/月)

- ・介護福祉士5割以上: 640単位
- ・介護福祉士4割以上: 500単位
- ・常勤職員等 : 350単位

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ: 7.6%
- ・加算Ⅱ: 4.2%
- ・加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9
- ・加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8

訪問看護体制減算
(-925単位/月～
-2,914単位/月)

サービスの提供が過少である事業所(-30%)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反(-30%)

末期の悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護の実施
(-925単位/月～
-2,914単位/月)

特別指示による医療保険の訪問看護の実施
(-30単位～-95単位/日を指示日数に乗じる)

※加算・減算は主なものを記載 ※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外